

文化的景観保護行政の現在

鈴木 地平 | Written by Chihhei Suzuki

はじめに

平成一七年四月一日に「文化財保護法の一部を改正する法律」(以下、「法」という)が施行され、新たに文化的景観が文化財の一類型に位置付けられた。文化的景観は、法第二条において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土によつて形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義され、重要なものについては、都道府県又は市町村の申出に基づき重要文化的景観に選定することができる(法第一三四条)とされている。法施行から二年が過ぎようとしている現在、全国において様々な文化的景観の保護に関する取り組みが行われている。

重要文化的景観の選定

平成一八年一月二六日、我が国の重要文化的景観第一号として「近江八幡の水郷」(滋賀県近江八幡市)が選定された。「近江八幡の水郷」は、近江八幡地域の北東部に広がる西の湖とその周辺に展開するヨシ原などの自然環境が、ヨシ産業などの生業や内湖と共生する地域住民の生活と深く結びついて、維持・再生を繰り返しながら独特の発展を遂げた文化的景観である。現在、地域において生活・生業を営む中で形成されてきた特徴的な集落(円山及び白王)も含め、重要文化的景観に選定されている。

また、平成一八年七月二八日、「一関本寺の農村景観」(岩手県一関市)が重要文化的景観に選定された。「一関本寺の農村景観」は、磐井川河岸段丘の、段丘面上の農村地帯に展開しており、特に中世平泉の中尊寺経蔵別当領に關係する骨寺村莊園遺跡に起源を持ち、この地に独特の気候・風土を踏まえた農耕と居住の在り方を示す貴重な文化的景観である。平成一八年一月二六日には、「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観―」の世界遺産登録推薦書が、日本政府よりユネスコの世界遺産センターに提出されたが、「一関本寺の農村景観」はその構成資産の一つである。

現在、全国約四〇件に関して文化的景観に係る調査や、重要文化的景観の申出に必要な「文化的景観保存計画」の策定等について取り組みが行われており、今後重要文化的景観選定に向けた申出が行われる予定である。

多様な文化的景観に関する調査研究

文化庁記念物課では、平成一七年度から平成一九年度までの予定で、「採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」に取り組んでいる。これは、平成一七年度から平成一五年度まで行われた「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」に続くものであり、重要文化的景観選定基準(平成一七年文部科学省告示第四七号、図参照)「一」のうち、特に(六)採掘・製造、

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

【図 重要文化的景観選定基準(平成17年文部科学省告示第47号)】

(七) 流通・往来、(八) 居住に関連する文化的景観及び「二」の文化的景観に関する所在調査を行い、その保護・整備・活用の方策について研究を行うものである。そのため様々な分野の専門家からなる調査研究会を設置し、これらの文化的景観に関して多面的な検討を行うこととしている。

今回の調査研究は、主に第二産業や第三産業といった都市的な文化的景観を対象としたものである。都市では多くの人間が生活し、様々な生産活動を行っていることから、都市における文化的景観は多様性をその大きな特徴としている。都市計画に基づいて形成された日本の都市が、活発な経済活動の結果、現在では必ずしも計画的な町並みを呈しているわけではない。古いものと新しいものが入り交じり、また様々な業種が混在することによって、独特の文化を形成し、都市に特徴的な景観を創りあげているのである。「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土によって形成された景観地」を評価するの文化的景観であるため、棚田や里山等と同様に、都市の文化的景観も文化財として価値づけることが可能なのである。

おわりに く文化的景観保護行政に求められるもの

文化的景観を保護することは、地域にとって以下のような利点をもたらすと考えられる。

一つ目は、文化財としての景観を保護できる点である。地域の生活・生業や風土によって作り出される固有の地域文化を保護・維持することによって、地域における伝統や習慣等を次世代へ継承していくことができるのである。

二つ目は、当該文化的景観を地域の財産として活用し、地域活性化に繋げるきっかけとなる点である。景観に映し出された、地域における生活・生業や風土を正しく評価することによって、これまで脈々と営まれてきた地域生活に自信を持つことができる。また、市民交流や景観教育、体験学習の場として文化的景観を活用することによって、人的交流・世代間交流の活発化を図ることができる。さらに、当該文化的景観の価値を正しく評価することによって、地域やそこで生産される様々な産品に「付加価値」が加わり、従来型とは異なったエコ・ツーリズム等の持続可能な観光の在り方を考える指標を得ることができるのである。

三つ目は、文化的景観が新たなまちづくりの軸となる点である。平成一七年六月に景観法が全面施行され、現在、全国の都道府県・市町村において景観行政が進められている。地域でこれまで営まれてきた生活や生業、及びそれによって育まれた地域の風土と調和した景観行政を進めるためには、地域における景観の特徴や価値を正しく評価することができ文化的景観の概念が有効である。文化的景観の概念を活用することによって、まちづくりや地域政策に対して積極的に提言することができるのである。

鈴木 地平(すずき ちへい)

● 文化庁記念物課